

平成 29 年度小牧市地域公共交通会議事業計画（案）

小牧市地域公共交通会議設置要綱第 3 条に規定する所掌事項を遂行するため、次の事業を実施する。

事業

- (1) 市内における適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画の策定に関する事項
- (3) その他目的を達するために必要な事項

■平成29年度地域公共交通網形成計画策定スケジュール(案)

項目	平成29年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 計画書取りまとめ	■										■		
	■ 計画案取りまとめ												■ 計画案修正
2 パブリックコメント										■			
3 地域公共交通会議 (法定協議会)			■ 第1回					■ 第2回			■ 第3回		
			■ 第1回					■ 第2回			■ 第3回		
4 公表・関係機関への送付											■		■
												平成30年3月策定予定	

会議	設置者	第1回	第2回	第3回	第4回
地域公共交通会議 (法定協議会)	小牧市	・平成28年度決算の議決 ・計画案に係る意見徴収	・計画案に係る意見徴収	・計画案(パブコメ提示案)の議決	・パブコメ結果の報告 ・計画案修正の報告 ・計画書の議決
策定部会 (庁内連絡会議)	小牧市	・計画案に係る意見徴収	・計画案に係る意見徴収	・計画案(パブコメ提示案)に係る意見徴収	・パブコメ結果の報告 ・計画案修正の報告 ・計画書に係る意見徴収

※公表・関係機関への送付は市で実施

※地域公共交通会議については、運送法会議としての機能も有しているため、上記のほか、バス路線の見直しなどの案件が発生した際には、その都度開催することとなる。